

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 21 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 3 月 29 日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	1	齊藤浩明	委員
	2	和泉茂樹	委員

## 第 21 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 4 年 3 月 29 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	平川 智司
4	田中 裕二	12	青野 英一郎
5	山前 満	13	田村 通啓
6	中谷 由広	14	山田 裕之
7	川村 良則	15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 議案第 3 号 令和 4 年度事業計画（案）について  
 協議事項第 1 号 佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について  
 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について  
 報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について  
 報告事項第 3 号 令和 3 年度農地法関係事務処理状況について  
 報告事項第 4 号 令和 4 年度予算について

事務局 長	只今から、21回農業委員会を開催いたします。
議 長	出席委員は、16名中16名で、総会は成立しております。
	議事録書名委員の指名を行います。
	署名委員は、1番 齊藤委員さん、2番 小西委員さんを指名いたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
	このことについて、事務局の説明を求めます
	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
	下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号1
	土地の所在が北9番1外3筆、現況地目が畑で合計面積53,834㎡、届出者 西富
	●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和2年11月25日で相続
	です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	番号2
	土地の所在が朝日217番1外6筆、現況地目畑が81,065㎡、採草放牧地が18,853
	㎡、合計面積99,918㎡、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、
	権利取得日が平成6年2月26日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あ
	っせん希望は無です。
	以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
	何か質問等、ありませんでしょうか。
	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。
	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
	このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
	下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。
	番号1
	土地の所在が浪速127番1、現況地目が畑で面積14,931㎡、契約期間は平成23年
	12月27日から令和3年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和
	3年12月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●●●●●。解約
	後は賃貸借です。
	番号2
	土地の所在が浪速126番1外4筆、現況地目が畑で合計面積51,290㎡、契約期間
	は平成23年12月27日から令和3年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡
	しの日が令和3年12月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●●
	●●●。解約後は賃貸借です。
	番号3
	土地の所在が啓生133番1外1筆、現況地目が畑で合計面積32,267㎡、契約期間
	は平成24年6月28日から令和4年6月30日まで、合意解約の成立の日・引渡し
	の日が令和3年12月28日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。
	解約後は賃貸借です。
	番号4
	土地の所在が武士328番1、現況地目が畑で面積22,269㎡、契約期間は平成30年
	4月27日から令和10年4月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和
	4年2月1日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●●●●●。解約後は
	売買です。

	<p>番号 5 土地の所在が栃木 164 番 3 外 1 筆、現況地目が採草放牧地で合計面積 10,442 ㎡、契約期間は平成 24 年 4 月 27 日から令和 4 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 2 月 8 日、引渡しの日が令和 4 年 4 月 30 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号 6 土地の所在が幌岩 188 番 2 外 9 筆、現況地目が畑で合計面積 220,840 ㎡、契約期間は 3 筆が平成 22 年 1 月 29 日から令和 2 年 1 月 31 日まで、1 筆が平成 23 年 10 月 31 日から令和 3 年 10 月 31 日まで、6 筆が平成 30 年 12 月 27 日から令和 10 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 10 月 31 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●●●●●。解約後は賃貸借です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
各 委 員 長	<p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。 報告事項第 3 号 令和 3 年度農地関係事務処理状況について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第 3 号 令和 3 年度 農地法関係事務処理状況について 令和 3 年度農地法関係事務処理状況について、別紙のとおり報告します。 令和 3 年 1 月から 12 月までに処理したのになります。 まず、農地法第 3 条(所有権移転関係)について。 売買は 3 件、面積は、畑が 29,651 ㎡です。 次に、農地法第 3 条(賃貸借・使用貸借関係)について。 賃貸借が 2 件、面積は、畑が 56,760 ㎡。使用貸借が 1 件、面積は、畑が 217,586 ㎡。合計で 274,346 ㎡です。 続いて、農業経営基盤強化促進法(所有権移転、賃借権設定関係)について 売買が 27 件、面積は、畑が 1,794,036.14 ㎡、採草放牧地が 96,698 ㎡、合計面積が 1,890,734.14 ㎡です。賃貸借は 70 件、面積は畑が 3,059,671.50 ㎡、採草放牧地が 317,504 ㎡、合計面積が 3,377,175.50 ㎡です。計 97 件で、畑の面積が 4,853,707.64 ㎡、採草放牧地が 414,202 ㎡、合計面積が 5,267,909.64 ㎡です。 次に、農地法第 4・5 条(転用関係)について 法第 4 条、植林が 1 件、面積 46,556 ㎡。法第 5 条、住宅が 2 件、面積 1,155 ㎡、その他が 2 件、面積 13,076 ㎡。合計 4 件、面積 14,231 ㎡。計、住宅が 2 件、植林が 1 件、その他が 2 件、面積は合計で 60,787 ㎡です。 つづいて、現況証明関係 宅地が筆数 2 筆、面積は 977 ㎡、公道 1 筆で 349 ㎡、原野が 14 筆、52,061 ㎡、雑種地 2 筆、1,184.18 ㎡、その他が 13 筆、61,998 ㎡、合計 32 筆、面積が 116,569.18 ㎡です。 次に、農地移動適正化あっせん事業について あっせん件数は 97 件、あっせん面積は、5,267,909.64 ㎡でした。 最後に、農業者年金関係について 経営移譲年金受給申請は 0 名、老齢年金受給申請は旧年金が 3 名、新年金が 6 名で、計 9 名、特例付加年金受給申請は、1 名でした。</p>
議 長	<p>以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>

各 議	員 長	<p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p> <p>報告事項第3号は原案どおり承認いたします。</p> <p>報告事項第4号 令和4年度予算についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 報告事項第4号 令和4年度予算について令和4年度佐呂間町農業委員会予算を、下記のとおり定めたので報告します。</p> <p>歳入 農林水産業手数料 27,000 円 諸証明手数料となります。 農林水産業費補助金 2,463,000 円 農業委員会活動促進事業費補助金となります。 雑入 595,000 円 農業者年金業務委託手数料となります。 歳入合計が 3,085,000 円。昨年と比較して、127,000 円の増となっています。</p> <p>歳出 農業委員会費 17,800,000 円 報酬から負担金補助及び交付金の金額内訳は、記載の通りとなっています。 次の2ページには、詳細内訳を掲載しております。昨年と比較して、74,000 円の増となっています。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
各 議	員 長	<p>———異議なし———</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p> <p>報告事項第4号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定に基づき、下記の者より農地転用の許可申請があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号1 土地の所在が啓生 25 番 8 外 34 筆、現況地目畑が 157,349.29 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 8,216 m<sup>2</sup>、合計面積 165,565.29 m<sup>2</sup>、貸主が●●●●さん、借主が●●●●さん、農業従事者が世帯員 4 名、経営状況はトラクター 7 台を所有し、経営面積は、583,853.29 m<sup>2</sup>。30 年間の使用貸借です。この案件につきましては、3 月 15 日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1 ページ)です。申請地につきましては、川西、若佐芭露間道路沿いの土地及び●●●●宅周辺の土地などとなっています。</p> <p>番号2 土地の所在が北 141 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 18,712 m<sup>2</sup>、貸主が●●●●さん、借主が●●●●●●●●●●、農業従事者が構成員 3 名、経営状況はトラクター 1 台他を所有し、経営面積は、畑が 40,442 m<sup>2</sup>です。賃貸料は年額 42,500 円、10 ㎡当り 2,300 円の賃貸借です。この案件につきましては、3 月 15 日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(2 ページ)です。申請地につきましては、道道富武土佐呂間線と北 2 8 号道路の間の土地となります。</p> <p>番号3 土地の所在が東 86 番 1、現況地目が畑で合計面積 13,122 m<sup>2</sup>、貸主が●●●●さん、借主が●●●●●●●●●●、農業従事者が構成員 3 名、経営状況はトラクター 1 台他を所有し、経営面積は、畑が 40,442 m<sup>2</sup>です。賃貸料は年額 45,000 円、10 ㎡当り</p>

3,400円の賃貸借です。この案件につきましては、3月15日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。

図面で説明いたしますと、(3ページ)です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い佐呂間市街からおよそ1.3kmほどの土地となります。

番号4

土地の所在が朝日199番1、現況地目が畑で合計面積28,951㎡、貸主が●●●●さん、借主が●●●●●●●●、農業従事者が構成員3名、経営状況はトラクター1台他を所有し、経営面積は、畑が40,442㎡です。賃貸料は年額25,000円、10㎡当り900円の賃貸借です。この案件につきましては、3月15日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。

図面で説明いたしますと、(4ページ)です。申請地につきましては、朝日14号道路と朝日武士12線道路の交差点付近の土地となります。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。

青野委員 ●●●●●●●●はどんな会社ですか。

事務局 札幌に本社のある会社で、昨年8月に農地法3条により本町に農地を取得しています。親会社は●●●●●●●●という太陽光パネルなどを扱っている会社です。現在のところ農地を所有しているのは本町のほかに岩見沢市となっています。それ以外にもむかわ町で原野を開拓し、営農型太陽光パネルを設置しての営農を試験的に行っているという話が農業新聞に掲載されていました。

堀北委員 期間が2年というのは何か理由があるのですか。

事務局 申請書には、期間中でも条件が整えば売りたいとの記載があり、2年後に売買するのか賃貸を継続するのかといった判断がされるものと思われま

山前委員 売買になっても大丈夫でしょうか。

事務局 今のところ、賃貸の申請なので、売買の申請があがってくればその時点で審査することになります。現状としては、一昨年、町に認定農業者の申請が上がってききましたが、実績がないので認められないということで返答しています。去年は道にも申請があり、町に意見を求められましたが、同様の返答をしています。ただ、去年はかぼちゃの収穫も行い、農協とも相談しているということなので、今後の状況を見守っていく必要があると考えています。

議長 ほかに質問はありますか。

各委員 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

議長 ———異議なし———

事務局 議案第1号は原案どおり決定いたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号1.

利用権の設定等を受ける者が●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が西富●●●●さん。土地の所在が浪速127番1、現況地目が畑で面積14,931㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年3月30日から10年間、賃貸料は年額60,000円、10㎡当たり4,000円で、前回は4,000円でした。あっせん会につきましては、令和4年1月26日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）です。申請地につきましては、国道238号線南側、道の駅サロマ湖の西側の土地となります。

番号2.

利用権の設定等を受ける者が●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市●●●●さん。土地の所在が浪速126番1外4筆、現況地目が畑で合計面積51,290㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年3月30日から10年間、賃貸料は年額210,000円、10㎡当たり4,100円で、前回は4,100円でした。あっせん会につきましては、令和4年1月26日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）です。申請地につきましては、番号1の隣接地となります。

番号3.

利用権の設定等を受ける者が、啓生●●●●さん、利用権の設定等をする者が啓生●●●●さん。土地の所在が啓生133番1外1筆、現況地目が畑で合計面積32,267㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年3月30日から5年間、賃貸料は年額96,800円、10㎡当たり3,000円で、前回は4,500円でした。あっせん会につきましては、令和4年2月11日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）です。申請地につきましては、国道333号線の南側、啓生43号付近の土地となります。

番号4.

利用権の設定等を受ける者が●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が武士●●●●さん。土地の所在が武士328番1、現況地目が畑で合計面積22,269㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は1,600,000円、10㎡当りの単価は、72,000円です。あっせん会につきましては、令和4年2月24日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）です。申請地につきましては、武士13線道路沿い武士38号付近の土地です。

番号5.

利用権の設定等を受ける者が、共立●●●●さん、利用権の設定等をする者が共立●●●●さん。土地の所在が共立364番1、現況地目が畑で合計面積6,365㎡です。利用設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は250,000円、10㎡当りの単価は、39,000円です。あっせん会につきましては、令和4年2月16日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）です。申請地につきましては、共立53号道路沿いの土地です。

番号6.

利用権の設定等を受ける者が、栃木●●●●さん、利用権の設定等をする者が栃木●●●●さん。土地の所在が栃木164番3外1筆、現況地目が採草放牧地で合計面積10,442㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月1日から10年間、賃貸料は年額10,000円、10㎡当たり1,000円で、前回は500円でした。あっせん会につきましては、令和4年2月24日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）です。申請地につきましては、栃木幹線道路沿い、栃木17線付近の土地となります。

番号7.

利用権の設定等を受ける者が、富丘●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日●●●●さん。土地の所在が朝日120番3、現況地目が畑で合計面積1,510㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は

令和4年3月30日から10年間、賃貸料は年額5,300円、10㎡当たり3,500円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年1月28日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(10ページ)です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線と佐呂間富丘間道路の交差点付近の土地となります。

番号8.

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が武士54番1外1筆、現況地目が畑で合計面積10,767㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年3月30日から10年間、賃貸料は年額27,300円、10㎡当たり2,500円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年1月28日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(10ページ)です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線と佐呂間富丘間道路の交差点付近の土地となります。

番号9.

利用権の設定等を受ける者が●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩137番1外29筆、現況地目が畑で合計面積282,933㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年3月30日から8年間、賃貸料は年額1,314,000円、10㎡当たり4,600円で、前回は4,300円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(11ページ)です。申請地につきましては、国道238号線南側、幌岩から浪速にかけての土地と幌岩浪速間道路周辺の土地となります。

番号10.

利用権の設定等を受ける者が●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩188番2外8筆、現況地目が畑で合計面積216,254㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年3月30日から10年間、賃貸料は年額1,077,000円、10㎡当たり5,000円で、前回は5,000円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月1日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(11ページ)です。申請地につきましては、幌岩4線●●●●●●宅付近の土地と、国道238号線南側、浜佐呂間市外からおよそ6kmほどの土地となります。

番号11.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が公益財団法人北海道農業公社。土地の所在が仁倉885番1外3筆、現況地目が畑で合計面積34,549㎡です。利用権設定等の種類が賃借権で、農地保有合理化事業による賃貸借となります。設定期間は令和4年3月30日から令和9年1月30日まで、賃貸料は諸経費を含め年額42,000円、10㎡当たり1,200円です。

図面で説明いたしますと(12ページ)です。申請地につきましては、仁倉9線道路沿い林宅周辺の土地となります。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各委員 議長 ———異議なし———

議長 議案第2号は原案どおり決定いたします。

議長 議案第3号 令和4年度事業計画(案)について

このことについて、事務局の説明を求めます。



事務局

議案第3号 令和4年度事業計画(案)について

令和4年度佐呂間町農業委員会事業計画(案)を、下記のとおり定めたいので審議願います。

1. 事業方針

佐呂間町農業委員会は、農業者の利益を代表する公的機関として、関係機関との連携を図りながら、厳しい農業情勢に対応するため、農業基盤整備、農用地の集積、農業の担い手対策等の諸制度の充実強化を図るとともに、北海道農業会議の行う農政諸活動に積極的に参加し、佐呂間町農業の振興と農業者の地位の向上及び経営の安定に寄与する。

また、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進し、地域における現場活動、農地中間管理機構との連携等、農業・農村が持続的に発展していくために、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って安心して営農に取り組める施策の実現や、農業・農村の実情や特色を踏まえた経営の安定に資する施策の確立をめざす。

以降、重点のみ説明いたします。

2. 事業内容

1の諸会議の開催及び参加につきましては、1) 農業委員会開催を毎月1回、年12回を予定しています。2) から6) につきましては、道内、管内、町内で行われる農業委員会関係団体等の各種会議に参加いたします。

2の研修会等の参加につきましては、1) から6) まで、農業委員、農業者年金業務などの各種研修会に積極的に参加するとともに、道内視察研修を予定しています。

3の農政・農地推進活動につきましては、7点掲げております。

1) 農政の基本確立と農業関係予算の確保につきましては、

高齢化や人口減少に伴い、担い手の減少、それに伴う耕作利用率の低下や放棄地の増加など、様々な課題がありますが、意欲ある農業者の育成と確保にむけてスマート農業の推進、経営所得安定対策の継続、消費者ニーズにかなった生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生、農産物の輸出拡大等を推進することとしています。当委員会は、農業基盤の確立を推進するため、自らの組織活性化と体制の整備に取り組み、また、意欲と能力のある担い手の育成・確保や優良農地の確保と有効利用の促進に向けた対策などをより一層進め、地域農業の振興が図られるよう、系統組織一体となり取り組んでまいります。

2) 農業経営基盤強化対策の推進につきましては、農地法、農業経営基盤強化促進法により、効率的、安定的な農業経営体を育成し、農地中間管理事業と連携を図りながら、農地の利用集積と有効利用対策に取り組んでまいります。

3) 農地基盤の整備促進につきましては、その予算の確保に努め、事業の促進を図ってまいります。

4) 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消につきましては、農業委員会の中心的な業務であり、農地法等法令業務の厳正、適格な推進と併せ、遊休農地の解消などの諸対策を一層強力に推進してまいります。

5) 農業担い手の育成確保につきましては、高齢化や担い手の弱体化などの状況を打開するため、優れた農業の担い手を積極的に育成するとともに、配偶者確保や新規就農者対策を関係機関と協力し推進してまいります。

6) 地域農業の確立推進につきましては、本町における敵地適作を基本に、農業者の意向を農業政策に反映させ、地域農業の充実を図ってまいります。

7) 優良農村青年につきましては、オホーツク農業委員会連合会が行う表彰に、優れた青年農業後継者を推薦してまいります。

4 主な事業計画。計画値は過去の実績をもとに本年度の計画としています。面積はヘクタール単位で説明いたします。

1) 農地法第3条 権利移動・設定関係

		<p>         売買 2 件 2 ha、贈与 1 件 2 ha、賃貸借 2 件 4 ha、使用貸借 1 件 20ha          農業経営基盤強化促進法 権利移動・設定関係          売買 30 件 150ha、賃貸借 60 件 300ha          農地法第 4 条、5 条 転用関係          第 4 条 2 件 2 ha、第 5 条 2 件 2 ha          現況証明 30 筆 10ha、移動あつせん 90 件 500ha          2) 農業者年金関係          老齢年金受給申請 5 件、特例付加年金受給申請 3 件          説明につきましては以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。       </p>
議	長	<p>         事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。          何か質問等、ありませんでしょうか。          質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。       </p>
各	委員	<p>         ——異議なし——          議案第 3 号は原案どおり決定いたします。          協議事項第 1 号 佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について       </p>
議	長	<p>         このことについて、事務局の説明を求めます。          協議事項第 1 号          佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について          佐呂間町長より、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定により、農業経営基盤強化促進基本構想を変更するため、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により、意見を求められたので、協議願います。          この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づくもので、今後の農業のあり方について、その育成すべき経営体の経営目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化をするために策定します。          本町においては、平成 7 年に制定していますが、この基本構想は、道の基本方針に基づき、5 年ごとに見直しをかけることとなっており、本年が見直しの年にあたっています。          資料については事前に送付していますので、ご確認いただいていることとは思いますが、意見等がありましたらご協議願います。          以上です。       </p>
議	長	<p>         事務局からの説明が終わりました。意見協議に入りたいと思います。          何か質問、ご意見等、ありませんでしょうか。       </p>
平	川	
委員		<p>         7 ページ 8 ページの指標の中で、農業所得の欄、かぼちゃが赤字になっているが、どういふことか。指標が赤字というのはやる気をなくすのではないか。       </p>
事	務	
局	長	<p>         指標の数字の設定は農協が行っているの、農協に確認します。          ほかに質問はありますか。          質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。       </p>
各	委員	<p>         ——異議なし——          質問、意見がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。          協議事項第 1 号は原案どおり決定いたします。       </p>
議	長	<p>         その他          各委員さんの方から何かありませんか。          ——ありません——          なければ第 21 回農業委員会総会を終ります。       </p>
各	委員	
議	長	